

USPTO、遺伝資源および伝統的知識に関する条約への意見募集を実施

2025 年 1 月 17 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畑

USPTO は、1 月 17 日付の官報¹において、2024 年 5 月 24 日に世界知的所有権機関（WIPO）で採択された遺伝資源および伝統的知識に関する条約²に関して、米国が条約に署名するか否かについて意見募集を開始した。意見は 2025 年 3 月 18 日まで受け付けられる。

また、官報では、本件について 2025 年 4 月 29 日に対面とオンラインとのハイブリッド公聴会が予定されていることや、同公聴会での証言を希望する者を募集する旨も周知されている。

遺伝資源および伝統的知識に関する条約は、特許出願に関する発明が遺伝資源に基づく場合、出願人に対して遺伝資源の出所または原産国の開示を要求することなどを定めたものである。この条約は、15 の締約国による条約の批准または加入により発効することになっている³。

今般の意見募集の対象となっている「署名」は、条約の採択後 1 年以内（2025 年 5 月 23 日まで）にできる手続きであるが、署名加盟国に条約の批准または加入に関する資格を与えるものであって、条約の当事国になるためには批准又は加入という別の手続きが必要となる。

意見募集では、この条約について、次の 8 つの観点に関する意見が求められている。

1. 条約に署名して加盟国となるべきか否かとその理由
2. 条約が既存の米国特許法に沿うものであるか否か
3. 条約が米国特許法に沿わない場合に米国特許法で修正すべき点
4. 米国の国際義務（他の条約や自由貿易協定など）に合致するか否か
5. 条約に加盟しない場合であっても米国特許法に取り入れるべき条項
6. 米国の条約加盟がイノベーションなどに及ぼす影響
7. 米国の条約加盟が企業や消費者などに及ぼす影響
8. 遺伝資源などの開示義務がある他国での経験から想定される米国への影響

米国の知財関係者からは、2024 年の WIPO での議論時にも、この条約への加盟により特許出願時の負担が増加することを懸念する声が出ていたことから、今般の意見募集に対してもネガティブな意見が出る可能性がある。

（以上）

¹ <https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/17/2025-01090/request-for-comments-and-testimony-on-the-world-intellectual-property-organization-treaty-on>

² https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2024/article_0007.html

³ 2024 年 12 月 5 日時点で条約への批准又は加入はマラウイの 1 国のみが行っている。